

(別表1)

事業継続力強化支援計画

事業継続力強化支援事業の目標

I 現 状

○熊本市河内商工会地区の立地

当会の対象区域である河内地区は、平成24年4月に政令指定都市に移行した熊本市の5つの区（中央・東・西・北・南）の中では、最も人口の少ない西区にある。 【図表1】

熊本市西区の中でも近年、熊本駅周辺エリアなど人口増加はあるものの、全体として人口減少は続いており、特に65歳以上の高齢化率は、30%超と5つの区の中で最も高く、更に当会の区域である河内地区は、42%に達している。

当会の区域は、西区の中でも有明海沿岸エリア（河内校区）と金峰山系エリア（芳野校区）にまたがる西部に位置しており、豊かな自然環境を活かした農漁業が盛んな地区で、西区の重要な産業となっている。地形としては、金峰山など山々に囲まれており、平野部が少ない。

交通は、西区の東側に鹿児島本線及び九州新幹線が縦断しており、近年は、熊本駅再開発によるバイパスなど道路網の整備により、利便性は向上している。主要幹線道路は、国道501号線（有明海沿岸線）と県道1号線（金峰山麓線）等が通っている。

【図表1】



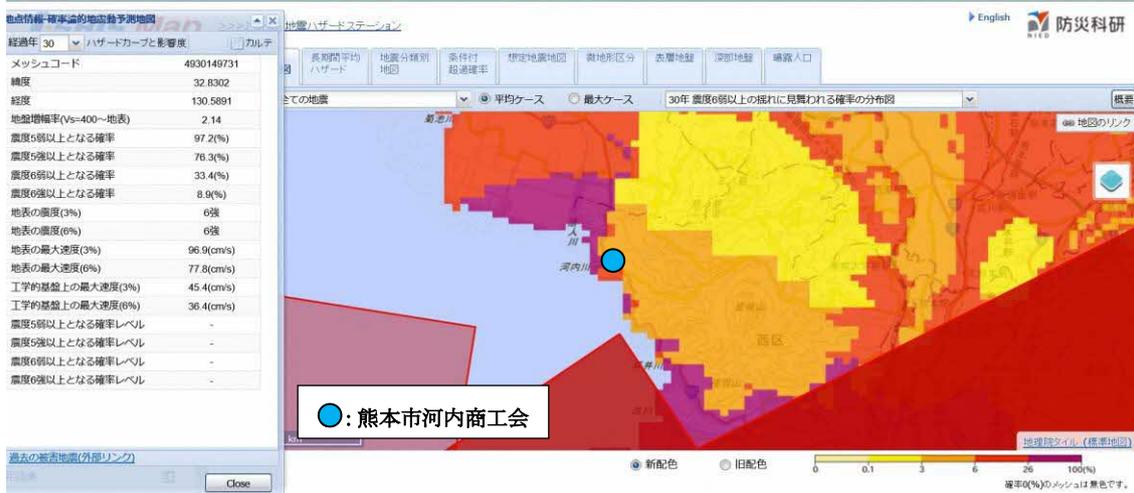
●…熊本市河内商工会

1. 地域の災害リスク

※熊本市HP → 熊本市ハザードマップ（洪水・高潮・地震・津波・液状化）から引用。
別添資料（1）～（5）【●：熊本市河内商工会】

○地震（別添資料（1））

熊本市においては、立田山断層帯、布田川・日奈久断層帯が走っており、当会付近（河内・芳野校区）は、布田川・日奈久断層帯中部の北西部に位置している。今後30年以内に震度6弱以上の地震が発生する確率は33.4%と想定されている。



○津波（別添資料（2））

熊本市においては、布田川・日奈久断層帯、雲仙断層群、南海トラフの大地震による津波浸水エリアが想定されており、有明海沿岸部では、津波の被害も想定されている。

当会地区の中でも有明海沿岸エリア（河内校区）では、浸水深2.0m～5.0m未満と予想されている。



○高 潮（別添資料（3））

高潮浸水被害が、熊本市西区・南区の沿岸部に想定されており、警戒が必要である。

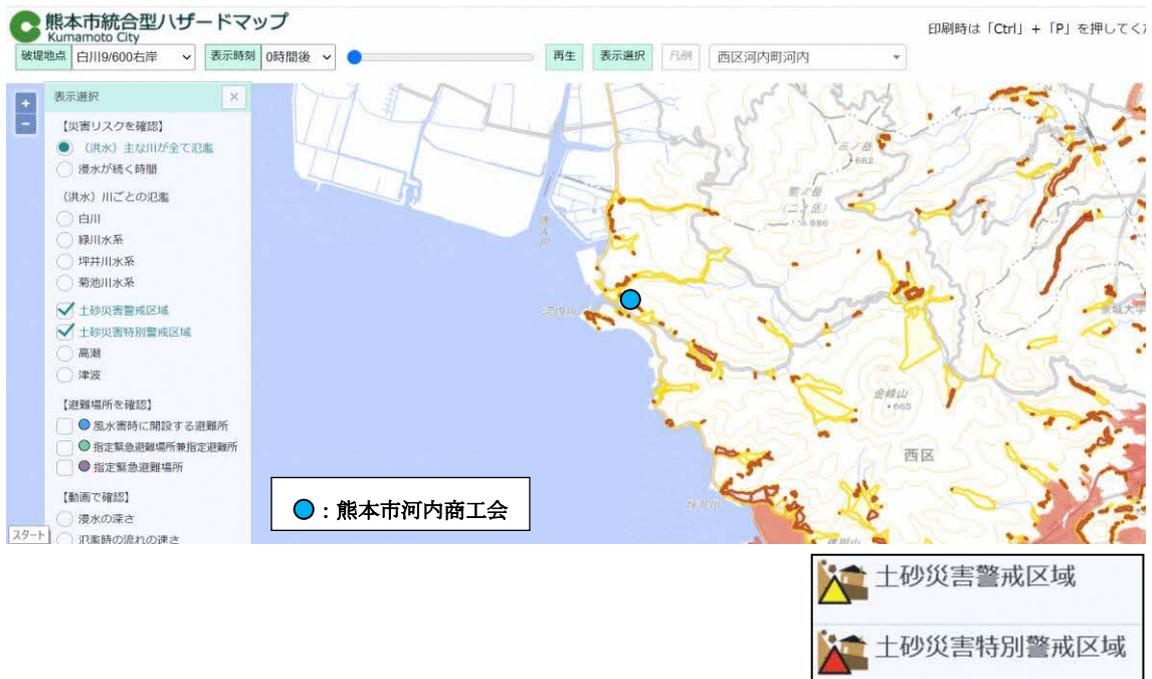
平成11年9月に有明海と八代海で強風・高潮による大きな被害をもたらした台風18号（中心気圧930hPa・最大風速45.4mの規模）のコースを通過するものとして想定されたマップであり、当会地区の中でも有明海沿岸エリア（河内校区）では、浸水深2.0m～5.0mの区域が存在する。

高潮被害は、大潮の満潮と重なると、さらに広範囲で甚大な被害が及ぶことが予想される。



○土砂災害

熊本市のハザードマップによると、一時的な豪雨による土砂被害が、河内川沿いや金峰山周辺で想定される。



○台風災害

例年、年に数回、台風が通過していることから、風害や一時的な豪雨による被害が想定される。近年は、台風の発生回数や上陸回数が増加傾向であるほか、ピークを過ぎた10月に上陸することもある。

○洪水（別添資料（4））

河内地区には、金峰山麓から有明海にそそぐ、河内川が流れている。通常時は、水量が少なく、当会付近の浸水リスクは、0.5m未満である。

しかしながら、特に金峰山麓での長時間豪雨の場合、急激に増水するため、水位に注意が必要となる。

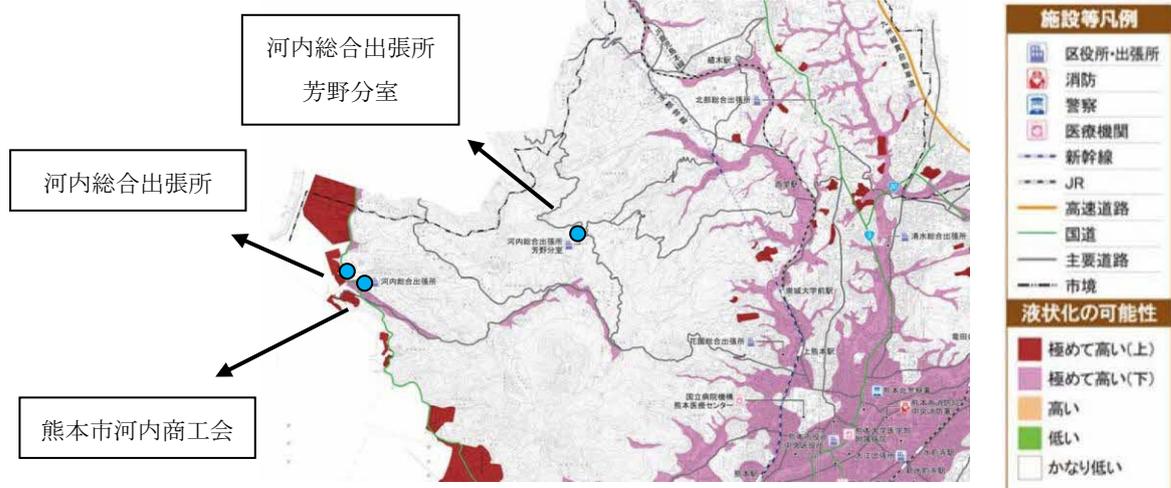
○洪水 別添資料（4）



○液状化（別添資料（5））

液状化が発生すると、建物等の沈下や傾斜、噴砂、ライフライン寸断等の被害が予想される。復旧までに時間を要するが多いため、備えが必要である。

当会地区の中でも有明海沿岸エリア（河内校区）の埋立地で「極めて高い（上）」、河内川沿いで、「極めて高い（下）」となっており、警戒が必要である。



○感染症

新型インフルエンザは、10年から40年の周期で出現し、世界的に大きな流行を繰り返している。また、新型コロナウイルス感染症のように新規の感染症については、国民の大部分が免疫を獲得しておらず、全国的且つ急速なまん延により、本市においても多くの市民の生命及び健康に重大な影響を与えている。

○災害発生時の指定緊急避難場所（一時避難場所）

【河内校区】

河内交流室・公民館	※公民館	高潮ハザードマップにおいては浸水域。
河内中学校	※運動場 校舎・体育館	洪水・高潮・土砂災害においては、使用しない。 高潮ハザードマップにおいては浸水域。 土砂災害においては、使用しない。
河内小学校	※運動場 校舎・体育館	洪水・高潮・土砂災害においては、使用しない。 高潮ハザードマップにおいては浸水域。 土砂災害においては、使用しない。
河内小学校白浜分校	※運動場 校舎・体育館	洪水・土砂災害においては、使用しない。 土砂災害においては、使用しない。

【芳野校区】

芳野コミュニティーセンター・芳野保育園		
芳野中学校	※運動場	洪水災害においては、使用しない。
芳野小学校	※運動場 校舎・体育館	洪水・土砂災害においては、使用しない。 土砂災害においては、使用しない。

2. 商工業者の状況（令和3年（2021年）4月1日現在）

- ・商工業者等数 271者
- ・小規模事業者数 265者

【内 訳】

業種	商工業者数	小規模事業者数	備考（事業所立地状況等）
農林漁業	18	18	有明海沿岸エリアに多い
卸売・小売業	71	70	有明海沿岸エリアに多い
宿泊・飲食業	17	16	有明海沿岸エリアに多い
サービス業	57	55	有明海沿岸エリアに多い
製造業	22	22	全域に分散
建設業	59	59	全域に分散
その他	27	25	全域に分散
合 計	271	265	

3. これまでの取組

（1）熊本市の取組

- ・地震ハザードマップ作成 平成23年（2011年）3月作成
- ・防災訓練の実施 平成29年（2017年）4月から毎年4月に実施
- ・地域防災計画の業務継続計画策定 平成30年（2018年）5月改定
- ・統合型ハザードマップ作成 令和 2年（2020年）4月作成
- ・防災備品の備蓄（備蓄食料22万食、1日分）

（2）熊本市河内商工会の取組

- ・事業者BCPに関する国の施策の周知
- ・巡回訪問時に小規模事業者への、関係資料の配布・周知をはじめ、約2か月毎の定期便や当会のホームページにおいて、BCPの必要性や施策活用に関する情報提供
- ・防災備品を備蓄
- ・熊本県火災共済協同組合と連携した損害保険への加入促進
- ・当会BCP策定

II 課 題

（1）事業者BCPもしくは事業継続力強化計画策定の課題

管内事業者のBCP策定状況について、マンパワーが不足しており調査等は実施していない為、正確な策定状況は把握できていない。しかし、経営相談や巡回指導からBCPを策定している事業者は極めて少ない実感がある。

よって、事業者BCPの策定に関する市全体の取組状況は「普及・啓発段階」にあり、事業者独自の策定の動きや、これらを支援する商工団体の取組もまだまだ本格化していないのが実態である。しかしながら、平成28年熊本地震、令和2年7月豪雨、新型コロナウイルス感染症により事業継続リスクへの関心が高まっており、管内事業者への更なる「普及・啓発」が求められている。

国をはじめ関係機関等から事業者BCPの策定ガイドラインやフォーム等が提供されているが、小規模事業者にとってはハードルが高過ぎるとの意見が事業者・支援者双方からあり、小規模事業者向けのBCP策定ツールが必要である。

また、市と商工会、商工会連合会、専門家や損害保険会社との連携による取組強化への必要性が高まっている。

【参 考】 帝国データバンク「事業継続計画（BCP）に対する九州企業の意識調査（2020年）」
※令和2年（2020年）5月調査、有効回答企業数 903社

① 「策定している企業」について

規模別：「大企業」（21.1%） 「中小企業」（9.7%）
「小規模企業」（6.0%） ※小規模企業の策定割合は低い。

② 「（策定していない企業へ質問）BCPを策定していない理由」について

1位「策定に必要なスキル・ノウハウがない」（42.7%）
2位「書類作りで終わってしまい、実践的に使える計画にすることが難しい」（26.6%）
※BCP策定に向けた課題の解決が進んでいない実態が伺える。
3位「策定する人材を確保できない」（25.5%）

③ 「（策定意向ありの企業へ質問）事業の継続が困難になると想定しているリスク」について

1位「感染症」（68.4%）※新型コロナウイルス感染症により大幅に高まった。
2位「自然災害」（66.1%）
3位「取引先の倒産」（35.5%）
※新型コロナウイルス関連倒産が増加する中での事業継続リスク

（2）当会のBCP策定の課題

商工会BCPを作成しており緊急時の取組について対応をまとめている。しかし、当会と当市における協力体制の重要性についての具体的な体制やマニュアルは、整備していない。

（3）支援人材（経営指導員等）の課題

平成28年熊本地震や新型コロナウイルス感染症等を経験したことで、緊急時の対応を推進するノウハウを持つ経営指導員等は在籍している。しかし、ノウハウの共有化や平時の対応について十分とまではいえない。支援者側の事業者BCP策定に関する支援スキルの向上や、専門知識やノウハウを持つ専門家や損害保険会社等との連携も十分とはいえないのが現状である。

また、経営指導員等はリスク対策として保険・共済について助言にあたっているものの、事業者BCPを策定していない為、リスクファイナンスにおける保険・共済の重要性を認識させるまでは至っていない。

支援人材（経営指導員等）のBCP支援力の向上及び組織内でのノウハウの共有化、専門家や損害保険会社等との連携が必要である。

（4）感染症対策の課題

事業者BCPそのものの策定が少なく、感染症対策をBCPに落とし込んでいることは、ほとんどないと思われる。よって、地区内小規模事業者に対して予防接種の推奨や手洗いの徹底、体調不良者を出社させないルール作りや、感染拡大時に備えてマスクや消毒液等の衛生品の備蓄、リスクファイナンス対策として保険の必要性について、周知する必要がある。

III 目 標

1. 定性目標

(1) BCP策定の必要性の周知強化

当会及び当市により、地区内小規模事業者に対し広報紙やメルマガによる普及・啓発を行い、災害リスクや感染症等リスクを認識させ、事前対策の必要性を周知する。

(2) 事業継続力強化計画セミナーの開催

地区内小規模事業者を対象とした、事業継続力強化計画に関するセミナーを年1回実施する。開催通知は、対象者へ郵送及び当会のホームページにて情報発信する。

(3) 策定後フォローアップの実施

事業所が策定した事業継続計画（BCP）もしくは事業継続力強化計画の取組状況の確認や、必要に応じて専門家を派遣し、見直し修正を行い、従業員・関係者に周知を行うフォローアップの実施支援を行う。

(4) 被害の把握・報告ルートの確立

発災時における連絡体制を円滑に行うため、当会と当市との間における被害情報報告ルートを構築する。

(5) 正常性バイアスを踏まえた防災対策

正常性バイアスは、予期しない事態に対峙した時に陥りやすい防御作用の一種であり、災害時に「危険な状態」と判断すべき事象を「大きな問題ではない」と誤認する恐れがある。

状況の誤認を防ぐ為に、事業所に対し災害時に自ら率先して危険を避ける行動や避難を開始できる「率先避難者」の設置を推奨する。

また、実際に発生した災害事例を知識として周知し、ハザードマップが掲載された熊本市ホームページ等の閲覧を案内する。

(6) 感染症等発生における連携体制の構築

「海外発生期」、「国内感染者発生期」、「国内感染拡大期」、「社内感染者発生期」と各段階に応じて速やかに感染拡大防止措置を行えるよう、組織内における体制、関係機関との連携体制を平時から構築する。

2. 定量目標

熊本市河内商工会	令和 4年度	令和 5年度	令和 6年度	令和 7年度	令和 8年度	合計
①「普及・啓発」 広報紙による周知	1回	1回	1回	1回	1回	5回
②小規模事業者BCP 策定セミナー開催数	1回	1回	1回	1回	1回	5回
③小規模事業者BCP 策定件数	1件	1件	1件	1件	1件	5件
④策定後翌年 フォローアップ	—	1件	1件	1件	1件	4件
⑤職員向けBCP策定 支援研修参加	1回	1回	1回	1回	1回	5回

BCP策定件数：経営指導員1名あたり1件を策定目標とする。

策定後フォローアップは翌年度に1回／者を目標とする。

5年間で5者の策定が実現すれば管内小規模事業者265者の策定割合を1.8%引き上げ

ることができる。

熊本市	目的	目標	
① 普及・周知	国など関係機関が実施するセミナーや支援策等の情報を広く周知する	メルマガ配信	複数回
② 計画策定支援	事業継続力強化計画策定の支援を行う	セミナーの開催	年1回

上記内容に変更が生じた場合は、速やかに熊本県へ報告する。

事業継続力強化支援事業の内容及び実施期間

(1) 事業継続力強化支援事業の実施期間

(令和4年(2022年)4月1日～令和9年(2027年)3月31日)

(2) 事業継続力強化支援事業の内容

- ・ 当会と当市の役割分担、体制を整理し、連携して以下の事業を実施する。

< 1. 事前の対策 >

本計画を基に役割分担、体制を整理し、自然災害等発生時や感染症発生時に混乱なく応急対策等に取り組めるようにする。

1) 小規模事業者に対する災害リスクの周知

地区内小規模事業者に対するBCP計画の必要性について普及・啓発を目的として、損害保険会社と連携し、BCP策定セミナーを開催する。年度事業計画に計画策定支援件数の目標数を定め、それぞれの目標達成に向けた取組を行うこととする。

① 広報等による啓発活動

会報や市広報、ホームページ等において、国の施策の紹介や、リスク対策の必要性、損害保険の概要、事業者BCPに積極的に取り組む事業者の紹介等を行う。

② ハザードマップによるリスクの周知

経営指導員等が巡回にて地区内小規模事業者を訪問し、ハザードマップ等を用いながら、それぞれの事業所の立地場所における自然災害等のリスク、避難所、緊急医療機関等の連絡先等について確認することによって、いざという時の備えなど防災への意識を高める。また、国や関係機関が運営する「防災ポータルサイト」等を当会のホームページにリンクさせるほか、各事業者に対して防災ポータルサイトのQRコード等を周知し、スマートフォン等での共有・活用普及を図る。

③ リスク軽減のための損害保険などの提案の実施

事業者BCPを検討する際、自然災害に伴うリスクは、建物等の損害のみならず、休業に伴う損失、事業主・従業員等のけが、連鎖倒産、復旧資金の備えなど多岐にわたるため、これらのリスクへの対策をあらゆる角度から検証することが求められる。そこで、リスク管理状況を確認するためのヒアリングを巡回や窓口相談時に実施すると共に、リスクを軽減するための取組や対策を説明・提案し、BCP策定セミナーの開催に合わせ保険相談等を実施する。

④ 事業者BCP策定に関する支援

小規模事業者に対し、事業者BCP(簡易的なものを含む)の策定による実効性のある取組の推進や、効率的な訓練等についての助言を行う。策定支援にあたっては、特にハザードマップで被害が想定されている事業所を優先として、次のような普及啓発セミナー等を行う。

・ BCP策定支援研修(職員向け)

職員を対象としたリスクマネジメント基礎研修、管内の災害リスク、小規模事業者向けBCPの作成などのスキルを習得する。

・ BCP策定セミナー(小規模事業者向け)

自社のリスク診断のほか、専門家講師により、独自のマニュアル等を用いたワークショップなど演習型のBCP策定のセミナーを実施する。

・ **個別支援（小規模事業者向け）**

セミナー参加者に対するセミナー終了後のBCP策定のアドバイス補足支援やセミナー参加者以外でもBCP策定を進めている事業者に対する支援を個別に行うと共に、リスクを軽減するための対策を提案する。

⑤ **感染症対策に関する支援**

- ・ 感染症は、いつでも、どこでも発生する可能性があり、感染の状況も日々変化するため、事業者には常に最新の正しい情報を入手し、デマに惑わされることなく、冷静に対応することを周知する。
- ・ 新型コロナウイルス感染症に関しては業種別ガイドラインに基づき、感染拡大防止策等について事業者への周知を行うとともに、今後の感染症対策に繋がる支援を実施する。
(<https://corona.go.jp/prevention>)
- ・ 事業者へ、マスクや消毒液等の一定量の備蓄、オフィス内換気設備の設置、IT機器やテレワーク環境を整備するための情報や支援策等を提供する。

2) 商工会自身の事業継続計画の作成

- ・ 近年、大規模自然災害が多発しているため、当会における事業継続計画（【別添】）を、今後2年サイクルで更新する。

3) 関係団体等との連携

- ・ 関係機関への普及啓発ポスター掲示を依頼する。事業継続の取組に関する専門家に依頼し、会員事業者以外も対象とした普及啓発セミナーや損害保険の紹介等を実施する。
- ・ 感染症に関しては、収束時期が予測しづらいこともあり、リスクファイナンス対策として各種保険（生命保険や傷害保険、感染症特約付き休業補償など）の紹介等も実施する。

4) フォローアップ

- ・ 小規模事業者の事業者BCP等取組状況の確認
- ・ 当会と当市で、状況確認の共有や改善点等について協議する。

5) 当該計画に係る訓練の実施

- ・ 当会は当市が実施する、総合防災訓練に積極的に参加するとともに、訓練に合わせ、当市との連絡ルートの確認等を行う。

< 2. 発災後の対策 >

災害等の発災時には、人命救助が第一であることは言うまでもない。そのうえで、次の手順で地区内の被害状況を把握し、関係機関へ連絡する。

1) 応急対策の実施可否の確認

- ・ 発災後2時間以内に職員の安否報告を行う。SNS等を利用した安否確認や業務従事の可否、大まかな被害状況（家屋被害や道路状況等）を当会と当市で共有する。
- ・ 国内感染者発生後には、職員の体調確認を行うと共に、事業所の消毒、職員の手洗い・うがい等の徹底を行う。
- ・ 感染症流行や、新型インフルエンザ等対策特別措置法第32条に基づき、政府による「緊急事態宣言」が出た場合は、熊本市における感染症対策本部設置に基づき当会による感染症対策を行う。

2) 応急対策の方針決定

- ・ 当会と当市との間で、被害状況や被害規模に応じた応急対策の方針を決める。
- ・ 職員自身の目視で命の危険を感じる状況の場合は、出勤をせず、職員自身がまず安全確保し、警報解除後に出勤する。
- ・ 当市または当会の職員が被災する等により応急対策ができない場合の役割分担を決める。
- ・ 大まかな被害状況を確認し、1日以内に情報共有する。

被害規模の目安は以下を規定する。

被害規模	被害状況
大規模な被害がある	<ul style="list-style-type: none">・ 地区内の10%程度の事業所で「瓦が飛ぶ」、「窓ガラスが割れる」など、比較的軽微な被害が発生している。・ 地区内の1%程度の事業所で、「床上浸水」「建物の全壊・半壊」など、大きな被害が発生している。・ 被害が見込まれている地域において連絡が取れない、若しくは交通網が遮断されており、確認ができない。
被害がある	<ul style="list-style-type: none">・ 地区内の1%程度の事業所で「瓦が飛ぶ」、「窓ガラスが割れる」など、比較的軽微な被害が発生している。・ 地区内の0.1%程度の事業所で、「床上浸水」「建物の全壊・半壊」など、大きな被害が発生している。
ほぼ被害はない	<ul style="list-style-type: none">・ 目立った被害の情報はない。

※なお、連絡が取れない区域については、大規模な被害が生じているものとする。

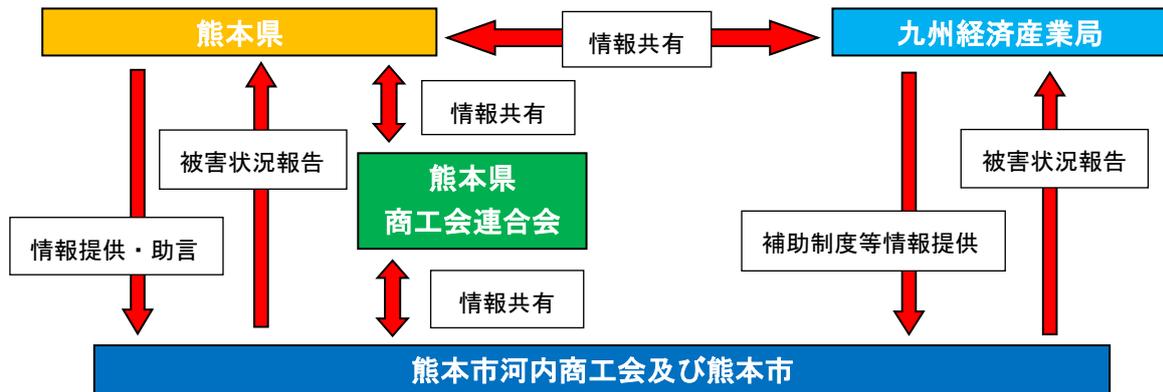
- ・ 本計画により、当会と当市は以下の間隔で被害情報等を共有する。

発災後～2週目	1日に1回共有する
2週目～1ヵ月	2日に1回共有する
1ヵ月以降	週に1回共有する

- ・ 感染症流行の場合、当市で取りまとめた「熊本市新型インフルエンザ等対策行動計画」を踏まえ、必要な情報の把握と発信を行うとともに、交代勤務を導入する等体制維持に向けた対策を実施する。

< 3. 発災時における指示命令系統・連絡体制 >

- ・ 自然災害等発災時に、地区内の小規模事業者の被害情報の迅速な報告及び指揮命令を円滑に行うことができる仕組みを構築する。
- ・ 二次被害を防止するため、被災地域での活動を行うことについて決める。
- ・ 当会と当市は被害状況の確認方法や被害額（合計、建物、設備、商品等）の算定方法について、あらかじめ確認しておく。
- ・ 当会と当市が共有した情報を、熊本県商工振興金融課、熊本県商工会連合会あてメール又はFAX等にて当会又は当市より報告する。
- ・ 感染症流行の場合、国や都道府県等からの情報や方針に基づき、当会と当市が共有した情報を熊本県の指定する方法にて当会又は当市より熊本県へ報告する。

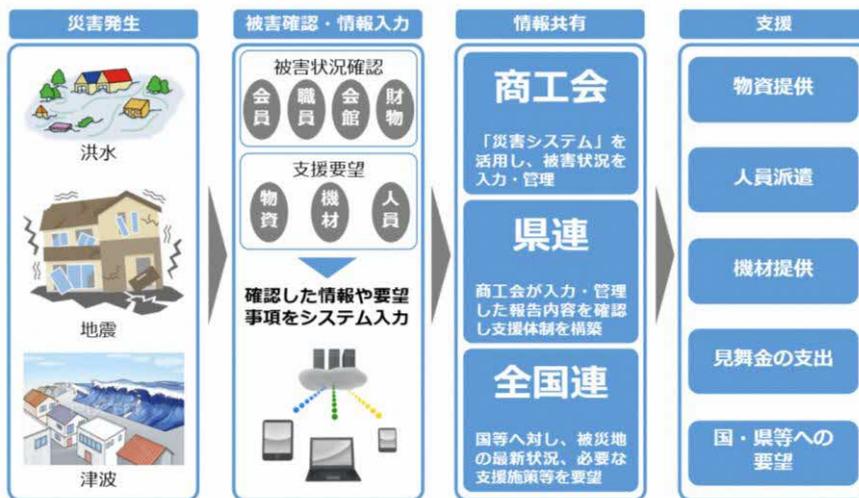


< 4. 応急対策時の地区内小規模事業者に対する支援 >

- ・当会は、臨時に対応できる相談窓口を開設する方法について当市と検討のうえ、地区内小規模事業者への周知を図る。（当会は、国の依頼を受けた場合、特別相談窓口を設置する。）
- ・安全性が確認された場所において、相談窓口を設置する。
- ・地区内小規模事業者等の被害状況の詳細を確認する。ツールとして、全国商工会連合会が提供する「商工会災害状況報告システム」を活用する。

本システムの全体イメージ

商工会職員が確認した被災状況を携帯端末等でその場で入力し、速やかに商工会組織全体で共有することにより、迅速な支援につなげることが可能となります。



- ・応急時に有効な被災事業者施策（国や県、市等の施策）について、地区内小規模事業者等へ周知する。
- ・地区内中小・小規模事業者から要請・要望がある場合は、当会・当市で集約し、熊本県と情報共有を行う。
- ・感染症の場合、事業活動に影響を受ける、又は、その恐れがある小規模事業者を対象とした支援策や相談窓口の開設等を行う。
- ・当会のホームページを活用して情報発信を行う。

< 5. 地区内小規模事業者に対する復興支援 >

- ・ 熊本県の方針に従って、復旧・復興支援の方針を決め、被災小規模事業者に対し支援を行う。
- ・ 被害規模が大きく、被災地の職員だけでは対応が困難な場合には、他の地域からの応援派遣等を熊本県等に相談する。
- ・ 発災後の各種支援制度（融資制度、補助制度等）についても、国の機関や熊本県等を通じて当会・当市で情報収集を行い、事業者への情報提供を行う。

上記内容に変更が生じた場合は、速やかに熊本県へ報告する。

(別表2)

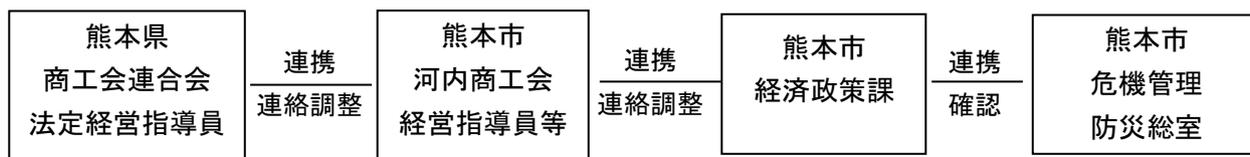
事業継続力強化支援事業の実施体制

事業継続力強化支援事業の実施体制

(令和7年(2025年)4月1日現在)

(1) 実施体制

(商工会又は商工会議所の事業継続力強化支援事業実施に係る体制/関係市町村の事業継続力強化支援事業実施に係る体制/商工会と関係市町村の共同体制/経営指導員等の関与体制等)



(2) 商工会及び商工会議所による小規模事業者の支援に関する法律第5条第5項に規定する経営指導員による情報の提供及び助言に係る実施体制

①当該経営指導員の氏名、連絡先

氏名	連絡先
田中 郁子(熊本市河内商工会)	後述(3)①参照
甲斐 武史(熊本県商工会連合会)	後述(3)①参照

②当該経営指導員による情報の提供及び助言(手段、頻度等)

※以下に関する必要な情報の提供及び助言等を行う

- ・本計画の具体的な取組の企画や実行
- ・本計画に基づく進捗確認、見直し等フォローアップ(1年に1回)

(3) 商工会/商工会議所/関係市町村連絡先

①熊本市河内商工会

〒861-5347 熊本県熊本市西区河内町船津 2104-4

TEL: 096-276-0342 / FAX 096-276-1408

E-mail: kawati@lime.ocn.ne.jp

熊本県商工会連合会 特任支援課

〒860-0801 熊本県熊本市中央区安政町3番13号

電話: 096-325-5161 / FAX: 096-325-7640

E-mail: info@kumashoko.or.jp

③ 熊本市 経済観光局 産業部 経済政策課

〒860-8601 熊本県熊本市中央区手取本町1番1号

TEL: 096-328-2950 / FAX 096-324-7004

E-mail: keizaiseisaku@city.kumamoto.lg.jp

上記内容に変更が生じた場合は、速やかに熊本県へ報告する

(別表3)

事業継続力強化支援事業の実施に必要な資金の額及びその調達方法

(単位 千円)

	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
必要な資金の額	100	100	100	100	100
セミナー開催費	100	100	100	100	100

(備考) 必要な資金の額については、見込み額を記載すること。

調達方法
熊本県補助金、熊本市補助金、会費収入、事業収入 等 ※専門家派遣は、熊本県商工会連合会エキスパート専門家派遣や連携保険会社等を活用する。

(備考) 調達方法については、想定される調達方法を記載すること。

(別表4)

事業継続力強化支援計画を共同して作成する商工会又は商工会議所及び関係市町村以外の者を連携して事業継続力強化支援事業を実施する者とする場合の連携に関する事項

連携して事業を実施する者の氏名又は名称及び住所 並びに法人にあつては、その代表者の氏名
該当なし
連携して実施する事業の内容
連携して事業を実施する者の役割
連携体制図等